

西成障害者会館の設立

教育現場における差別事件をきっかけに障害児保護者が結成

松之宮小学校における障がい児に対する差別事件がきっかけとなり、1988年12月に『障害児保護者会』が結成され、差別事件として障がい児に対する人権侵害に地域をあげてはじめて取り組みました。それまでは、障がい児の親は担任に訴えても、学校全体の問題として取り組まれることがなく、「障がい児の人権を守るのは親しかいない」とやっと声をあげはじめました。1校ずつ学校との話し合いを行うなかで、障がい児がおかれている状況を訴え、学校や教師一人ひとりの障害観を問い、障がい児教育の方針を具体的に確認するなど、障がい児教育に対するいじめや差別についての取り組みを開始しました。こうした教育現場で多発した障がい児への差別事件に対する闘いから組織された保護者会の活動は、障害者会館建設に多大な影響を与え、またこうした運動を契機に実施された1989年11月の重度障がい者（1、2級と療育手帳所持者）389人に対する聞き取り調査は、「福祉と人権の街づくりをめざして」というパンフレットにまとめられるなど大きな反響を呼びました。

図. 西成障害者会館



西成障害者会館の設置により、福祉と人権の街づくり活動が本格的にスタート

障がい児を持つ地域の親たちの運動の結果、障がい者の自立拠点として1993年7月に『西成障害者会館』が設立されるとともに、「障害者の人権を守る会」も結成され

ました。これにより障がい者差別の撤廃、障がい者の自立生活支援と自主活動の強化、そして西成区の福祉と人権のまちづくりの活動が本格的にスタートしたといえます。

西成障害者会館は 21 世紀に向けた障害者の自立と人権確立に関する諸施策の骨格が作り上げられる重要な節目の時期に設立されました。国連「障害者の 10 年」が 1992 年に終了、翌 1993 年から「アジア太平洋障害者の 10 年」をスタートさせ、障害者に関する総合的な施策展開をしていく必要性を国連アジア太平洋経済社会委員会がアピールしています。また 1991 年から国は「障害者対策に関する新長期計画」の策定と「障害者基本法」を制定しています。さらに全国の自治体での「障害者新長期計画」の策定も義務づけ、大阪府では「障害者対策に関する第 2 次大阪府長期計画」が、大阪市においても「障害者支援に関する大阪市新長期計画」が策定されようとしています。

図. 障害者の人権を守る会の結成総会のようす



的確なサービス提供と障がい者の実態に即した運営を図るため「障害者ニーズ調査」を実施

西成地区では 1988 年の障がい児保育・教育に関するアンケート調査をはじめ、障がい者に係る調査を実施してきました。さらに、それらの実態を掘り下げ、障がい者の実態に即した障害者会館の運営を図るとともに、障がい者の個別ニーズを把握し、的確なサービスを目指すとともに、今後の障がい者の自立と人権確立にむけた諸課題を明らかにする基礎資料として、1992 年 11 月に「障害者ニーズ調査」が実施されました。

解決すべき課題は多く、全ての人々が力を合わせ、越えていかなければならないハードルが続いている障がい者の実態

同調査は、障害者対策一時金受給者 955 人を対象に、「介助」「介助者」「食生活」「医療・リハビリ」「住まい」「仕事」「社会生活・日常生活」「高齢障害者」「一人暮らし障

害者」「視覚障害者」「肢体不自由者」「内部障害者」「知的障害者」「サービス利用希望者」といった項目について、記名式聞き取り調査(調査会場の設置と戸別訪問)で実施しています。アンケートの回収率は651人(68.2%)となっています。(ただし対象者から入院中、施設入所中、死亡、転宅などを除いています)。

〔調査結果の概要〕

■ 基本事項

- ・障がい者の高齢化や障がいの重度化が進んでおり、さらに視覚障がいや内部障がい者が、また一人暮らしが多い。

■ 介助のようす

- ・日常生活において、介助の必要な障がい者は3人に1人、女性の要介助割合が高く、要介助者の41.3%は65歳以上の高齢障がい者で、女性の高齢障がい者の介助問題がクローズアップされた。
- ・障がい部位別では、視覚障がい者の割合が高いものの、知的障がい者の要介助割合も高く、「介助が必要なのは身体障がい者」といった概念が実態に見合っていない状況にある。さらに入浴に対する介助要求も高くなっている。

■ 介助者のようす

- ・主な介助者の9割以上は、家族・親族などの身内によって担われており、その介助者の悩みは「自分が倒れたときが不安」という意識にあり、家族介助の限界性や介助活動の孤立化状況が表れている。

■ 食生活のようす

- ・朝食では16.3%、昼食10.0%、有職4.1%が不規則な食生活を送っており、調理方法も朝食の19.4%、昼食の16.4%、夕食6.9%が自分で調理しておらず、「インスタント」「できあいの料理」「出前・外食」であった。高齢障がい者の食生活問題、栄養面の不安定状況が浮かび上がっている。

■ 医療・リハビリのようす

- ・3人に1人の健康診断未受診者、7割が通院中の障がい者など、障がい者の健康施策に課題を提起する結果である。

■ 住まいのようす

- ・10世帯に1世帯の共同トイレ、半数はベランダがなく、4割は通気性の悪い、5世帯に2世帯は騒音で困っているなど、西成地区全体の住宅問題の矛盾が集中的に表れている。

■ 仕事のようす

- ・稼働年齢層の過半数は無職。特に重度障がい者の就労が進んでいない。無職の理由も「障がいのため」が4割を超え、軽度障がい者も3人に1人が障がいを理由に仕事をしていない。その一方では、無職障がい者の3人に1人が職業訓練を希望している。

■ 社会生活・日常生活のようす

- ・自治会や老人会活動など、地域活動に参加していない障がい者が7割を超え、普段の過ごし方も「テレビ・ラジオ」「散歩・買い物」「ねている」が多く、家の中で過ごしている時間が長い。また友人がいない人は4割を超え、相談相手は主に家族が多いなど、地域や友人(近隣)、また情報から孤立している状況にある。

■ 高齢障がい者のようす

- ・65歳以上の高齢障がい者は全体の4割を超え、女性では5割を超えている。65～74歳の前期高齢障がい者は24.7%、75歳以上の後期高齢障がい者は16.1%で、特に女性障がい者の高齢化と全体的な「寿命」の短さがみられる。

■ 一人暮らし障がい者のようす

- ・一人暮らし障がい者は5人に1人。その8割近くは65歳以上の高齢者である。無職は9割を占め、生計の基本は年金と生活保護。友人がいない人が5割近くを占めている。

■ 視覚障がい者(131人)のようす

- ・6割近くが65歳以上の高齢者で、女性の割合が高くなっている。買い物や外出などへのガイドヘルプ要求が高く、生計の中心は年金と生活保護である。

■ 聴覚障がい者(58人)のようす

- ・障害等級で6級が4割近くを占め、聞こえにく障がい者が多く、補聴器使用者は7割近くを占めている。相対的に働いている人も多いが、安定した雇用状況とは言い難い。

- 肢体不自由者(318人)のようす
 - ・障害等級では中軽度障がい者が7割を超えている。「車いす」利用は44人、「杖」利用は77人で、外出関連の生活支援機器活用的是相対的に多いものの、生活支援機器の利用は全体としては少なく、また3人に1人はリハビリ訓練を希望している。7割は無職である。
- 内部障がい者(86人)のようす
 - ・部位で「心臓」という人が半数を超え、4人に1人は一人暮らし。要介助割合は相対的に低いが、通院中が96.5%と医療機関との関わりが非常に高く、日常的な医療支援が不可欠となっている。
- 知的障がい者(46人)のようす
 - ・年齢30歳未満は8割で、若い障がい者が多い。一人暮らしはゼロ、身辺動作や家事動作に対する要介助割合は非常に高い。また自己決定を支える支援活動は家族がその役割を担っている。また心配ごとのトップは、仕事のこと、職業訓練希望者も多い。
- サービス利用希望のようす
 - ・入浴、リハビリ、ホームヘルパーの派遣など多様化しているまた、話相手や相談といったサービスに対する希望も高く、孤独感の解消や生活を充実させるための情報獲得を強く要求している。さらに、知的障がい者のホームヘルパー派遣や生活支援機器の利用希望、一人暮らし障がい者の昼食サービス利用希望などの要望も強く、自立生活実現に向けた支援を求める声も大きい。

障害者ニーズ調査から導き出された福祉と人権の街づくりの指針

こうした調査で明らかになった障がい者の実態を、今後の西成地区の障がい者施策や福祉と人権の街づくりの指針として、次のような9項目に集約している。

障害者ニーズ調査から導き出された9項目の指針

- ①高齢障害者という概念・制度的枠組みを確立し、人生80年時代を豊かに過ごせる社会保障施策の樹立と障害者問題の普遍化をはかること。
- ②一人暮らし障害者に対する新たな施策の確立と、一人暮らし(自立生活)を積極的に支援し、奨励する取り組みの実践をはかること。
- ③責任は社会に、役割の一部は家族に。——介助活動における家族の役割を明確にし、介助の社会化を推し進めること。また、他人の力を活用した自立という概念を定着させること。
- ④健康・食生活・医療・リハビリなど、地域を基盤に、保健医療施策の充実をはかること。
- ⑤教育は普通学校で、就労は一般企業で、進路の自己決定を基礎として一貫した進路支援を架け橋に、企業を巻き込んで、障害者の明日を拓く取り組みの展開をはかること。
- ⑥余暇を組織できる生活の豊かさや気持ちのゆとりの確立と、相談などの情報アクセス権、外出などの移動アクセス権など、障害者のアクセス権を確立する取り組みを実践すること。
- ⑦「住まいは人権」——西成の街づくり総合計画の完遂と新しい障害者住宅政策の創造をはかること。
- ⑧「障害者支援に関する大阪市新長期計画」「大阪市高齢者保健福祉計画」の早期完全実施と障害者会館をはじめ、公的サービスの充実をはかること。
- ⑨障害者の主体的取り組みを強化、支援すること。また、ボランティア活動をはじめ、住民活力を組織すること。

人権と福祉の街づくりの拠点として年を追うごとに拡がる互助

こうした障害者ニーズ調査で明らかになった課題解決のため「障害者デイサービス」、「送迎サービス」、就労支援事業「アスタック」の各種事業が展開され、障がい者支援は年を追うごとに拡がりを見せました。開館以来の取り組みである「アスタック」の充実や、1996年6月には精神障がい者小規模作業所「ポレポレ」を開設し、精神障がい者の日中活動や就労に向けた各種訓練を通じて障がい者の自立支援を行いながら、偏見や差別に対する取り組みを展開しました。

また、西成区内の一般校に通う障がい児や区外の保護者からの相談も多く、「みんなと一緒に地域の学校に行きたい」、「同じ教室で勉強がしたい」、「学校行事にみんなと同じように参加したい」といった、当たり前の実現するため、西成障害者会館で「大阪市障害児交流大会」を1996年から毎年夏休みに開催し、区外からの参加者、さらに支援するボランティアや教師が多く参加しました。

「特別なことはできないが、料理をつくるのが大好き」と、女性を中心に調理ボランティアが集まり、障がい者を対象に、週に3回の会食サービスも始めました。調理研修や障がい者問題の学習、栄養や衛生管理の学習などを経て、1993年からスタートしています。会食に加え、安否確認をかねて、調理が困難な高齢者や障がい者の自宅に食事を届ける配食サービスである「西成食事サービス事業」として発展しています。

図. 児童デイサービスのようす

